

池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する危険なブロック塀等の安全対策の実施を促進するため、ブロック塀等を撤去する工事を実施するブロック塀等の所有者に対して、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって地震による市内の人的又は物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀をいう。
- (2) 撤去工事 原則、次条に規定する補助対象ブロック塀等を全て撤去する工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市に存するブロック塀等であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。ただし、国、大阪府又は市が管理する道路に面している部分に限る。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条及び第62条の8の規定に適合しないもの又はひび割れ、はらみ、傾斜等倒壊のおそれがあると市長が認めるものであること。
- (2) 地盤面からの高さが0.8メートル以上のものであること。
- (3) 国、都道府県及び市町村が所有するブロック塀等でないものであること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、撤去工事とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 補助対象ブロック塀等の所有者であること。ただし、当該補助対象ブロック塀等の所有者が複数あるときは、当該補助対象工事の実施及び第8条の規定による補助金の交付申請を行うことについて、所有者全員の同意を得ていること。
- (2) 年間所得が1,200万円以下であること。（区分所有建築物を除く。）
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。（区分所有建築物を除く。）
- (4) 当該補助対象ブロック塀等に対して、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から助成金、補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。ただし、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費のうち、撤去工事に要する費用の2分の1又は補助対象ブロック塀等の総延長に1メートル当たり100,000円を乗じた額の3分の2のいずれか少ない額に相当する額であつて、100,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事に着手する前に、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付申請書（様式第1号）及び納税状況の確認に関する同意書（様式第2号）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の着手)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受け取った日から90日以内に補助対象工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに池田市既存民間ブロック塀等補助対象工事着手届（様式第5号）を市長に届けなければならない。

(補助金の辞退)

第11条 補助決定者は、第9条第1項の規定による通知を受け取った日から10日以内に限り補助金の交付について辞退することができる。

2 前項の規定により補助金の交付について辞退しようとする者は、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による辞退があつたときは、第9条第1項に規定する補助金の交付の決定がなかつたものとみなす。

(補助対象工事の内容の変更)

第12条 補助決定者は、第8条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付申請内容変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助対象工事の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付決定変更承認通知書(様式第8号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第13条 補助決定者は、事情により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付中止届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、自己負担とする。

2 前項の規定による届出があったときは、第9条第1項に定める補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(完了検査)

第14条 補助決定者は、補助対象工事の完了後、池田市既存民間ブロック塀等補助対象工事完了検査申請書(様式第10号)に別表第2に掲げる書類を添えて補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該申請書等の内容を審査し、補助対象工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付額確定通知書(様式第11号)により速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けたときは、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金請求書(様式第12号)に市長が必要と認める書類を添えて、当該通知に定める交付確定額を市長に請求するものとする。この場合において、請求した補助金の受領を補助対象工事を行った施工業者に委任する場合(以下、「代理受領」という。)は、市長に提出する請求書に池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金の代理受領に係る委任状(様式第13号)を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求をした者(代理受領の場合は当該施工業者)に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金返還命令書(様式第15号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする

(補助決定者に対する指導)

第20条 市長は、補助決定者に対して、第9条第1項の規定による交付決定を受けた補助対象ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を図るために、必要な指導及び助言をすることができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年7月17日から実施する。

(平成30年6月18日から平成30年7月16日までに施工した工事に係るこの要綱の特例適用)

2 この要綱の実施の際現に大阪北部地震(平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震をいう。)が発生した日からこの要綱の実施の日の前日までの間に、第3条に規定する補助対象ブロック塀等に相当するブロック塀等について、第4条に規定する補助対象工事に相当する工事を既に着手している者は、補助対象者とみなして、この要綱の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第10条の規定は、適用しないものとする。

第8条	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、大阪北部地震（平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震をいう。）が発生した日から平成30年7月16日までの間に、第3条に規定する補助対象ブロック塀等に相当するブロック塀等について、第4条に規定する補助対象工事に相当する工事を既に施工している者（以下「特例対象者」という。）に係る補助金の交付の申請に係る書類については、平成31年3月1日までに提出しなければならないものとし、別表第2に掲げる書類のうち、同表4の項から6の項までに掲げる書類については、補助対象ブロック塀等及び補助対象工事の状況が分かる書類をもって代えることができるものとする。
第14条	申請しなければならない。	申請しなければならない。ただし、特例対象者のうち、当該工事の施工を平成30年7月16日までに完了させているものは、別表第3に掲げる書類のうち、同表2の項に掲げる書類については、補助対象工事が適切に施工された旨を証する工事施工者の作成する書類をもって代えることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第8条関係）

補助金交付申請時添付書類

	項目
1	申請者の所得がわかる書類（区分所有建築物を除く。）
2	付近見取り図
3	補助対象工事の内容が分かる図書（寸法が記載されたもの）
4	見積書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）
5	補助対象工事箇所の現況写真（全景がわかるもの）
6	区分所有建築物の場合は、撤去工事を行うことを決した理事会又は総会議事録の写し
7	その他市長が必要と認める書類

別表第2（第14条関係）

完了検査申請時添付書類

	項目
1	契約書又は請求書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）
2	補助対象のブロック塀等が撤去された状態の写真（全景がわかるもの）
3	領収書の写し
4	その他市長が必要と認める書類